

松本市内田体育館避難所運営マニュアル

令和6年2月9日

内田体育館避難所運営委員会

目 次

I	体制確保	1
II	避難所の開設	
1	避難所開設の判断	1
2	解錠・開門	1
3	避難所の開設準備	1
4	開設手順	1
5	避難者の受入れ	1
6	要配慮者等のスクリーニング	3
7	備蓄品、資機材等の確認・配備	3
8	災害対策本部への報告	4
III	避難所運営委員会	
1	避難所運営委員会の設置	4
2	避難所運営の手順	5
III	各活動班の役割	
1	総務班の役割	6
2	避難者管理班の役割	7
3	情報広報班の役割	8
4	物資・施設管理班の役割	10
5	衛生班の役割	11
6	食事・炊出し班の役割	13
7	救護・要配慮者班の役割	14
8	ボランティア班の役割	15
	【様式集】	16
	【資料集】	38

内田体育館避難所開設・運営マニュアル

I 体制確保

市の災害対策本部から各町会長宛てに避難所開設予定日時を知らせる電子メールが届く（町会伝達メール未登録の町会長へはセンター長から電話）ので、各町会長は各避難所運営委員に内田体育館に出向くよう指示をする。

あわせて、各町会の自主防災組織の役員は避難所開設の際には避難所運営委員として各班長とともに活動するよう指示をする。

II 避難所の開設

避難所の開設は、市がその要否を判断し、原則として、避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行うことから、避難所施設の安全が確認され、避難所が開設されるまでは、避難者には施設敷地内（例：駐車場）で待機するようお願いする。

1 避難所開設の判断

- (1) 地震等の大規模災害の場合には、震度6弱以上であれば避難所担当職員は自動参集する。この場合、参集した職員は「避難所開設準備チェックリスト」の「開設指示当の確認」をするまでもなく、施設の安全性を緊急確認し、開設準備を開始する。
- (2) 上記(1)以外は、同チェックリストを必ず確認するが、「開設指示等の確認」の項目については、「市災害対策本部からの指示」のみを確認すればよい。
- (3) 開設後は必ず対策本部へ開設を報告する。

2 開錠・開門

避難所の鍵の保管は次のとおり。

避難所	保管
内田体育館	内田公民館

3 避難所の開設準備

内田地区地域づくりセンター職員1名は状況把握のため避難所へ必ず赴く。

避難所担当職員が避難所に到着せず、市災害対策本部から避難所開設の要請があった場合は、内田地区地域づくりセンター職員は、協力者を募り、【様式1 避難所開設準備チェックリスト】により、実施項目にもれがないか確認しながら、手分けして開設準備を行う。なお、当該センター職員も到着できない場合は、当該センター職員は、施設管理者であるスポーツ施設整備課職員に連絡し、対応を依頼する。

※避難所担当職員及び内田地区地域づくりセンター職員は、自身が参集できない場合において、災害対策本部にその旨を連絡し、指示を仰ぐこと。

4 開設手順・・・・【様式1 避難所開設準備チェックリスト】

- (1) 開設指示の確認

- ア 市災害対策本部からの開設指示の有無
- イ 高齢者等避難・避難指示発令の有無
- ウ 避難者からの開設要請の有無

※震度6弱以上の場合、上記の確認は不要。震度5強以下の場合でも、上記アのみを確認すればよい。

(2) 避難者運営委員の参集状況の把握

(3) 関係者への協力要請

自主防災組織、町会等代表者（特に待機要請について）

(4) 施設の安全・利用確認

- ア 施設の安全性を応急的に判断するとともに、できるだけ早く応急危険度判定士による危険度判定を行う。【様式2-1・2】

（令和 年度 応急危険度判定士 連絡先 ）
※応急危険度判定士は内田地区内居住者ではないことや被災者となっていることもあり、避難所に到達しない場合も想定しておく。

- イ 火災等二次被害の防止
- ウ ライフライン使用の可否確認
- エ 危険箇所の明示（バリケード、立入禁止看板等設置）
- オ 利用可能スペースの確認

(5) 避難者への入所前周知

- ア 開設までの待機の呼びかけ（【資料1-1】参照）
- イ 自家用車乗入禁止の呼びかけ
- ウ 開設・運営への協力依頼
- エ 利用範囲（スペース）の徹底

(6) 避難スペースの指定【様式3】

- ア スペースの割当

体育館器具庫にあるブルーシートでスペース指定、通路の確保及び部屋割りを行う。

- イ 避難者1人当たりの必要面積は、概ね次の表のとおりとするが、要援護者のスペースについては、別途考慮するものとする。

約1m ²	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積
約2m ²	急性期初期の段階で就寝可能な占有面積
約3m ²	避難生活が長期化し、荷物置き場も含めた占有面積

(7) その他

- ア 避難者受付準備
- イ 避難所名、避難所内のルール【資料2】、注意事項、室名の掲示
- ウ 避難所開設の報告（市災害対策本部へ）
【様式7-1】を使用せず、避難所担当職員が電話にて報告

5 避難者の受入れ

(1) 入所案内

参考した避難所運営委員の中から当面の誘導担当者を2名以上選ぶ。施設の安全が確認でき、開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。
(参照【資料1-2】)

(2) 受付(担当:避難者管理班)

各避難者に避難者名簿【様式4】を世帯単位で記入してもらう。ただし、多数の避難者が集中している場合は、事後でも構わない。

(避難者名簿【様式4】、避難者台帳【様式5】、受付時健康状態チェックリスト【様式13】、受付用机、筆記用具)

(3) 避難スペースへの誘導

ア 誘導時には、町会、常会、隣組単位で10~40人程度でのグループでの集合を呼びかける。

イ 健康状態チェックリストによる確認の結果、発熱者等は発熱者用の専用スペースへ誘導する。

ウ 要配慮者向けのスペースは体育館にはないため、可能な限り要援護者優先避難所である内田公民館、福祉避難所、介護施設等への移送を市災害対策本部へ依頼する。

エ 避難者が多く、全避難者を収容できない場合は、市災害対策本部へ連絡する。

オ ルールの周知

現時点での利用上のルール(立入り禁止場所など)を徹底する。【資料2】

6 要援護者等のスクリーニング

要援護避難者は、要援護者優先避難所(内田公民館)、医療機関、医療救護所、介護施設、福祉避難所への移送が行われるが、実施に至るまでの期間は不明であり、数日を要することも想定しておく。実際のスクリーニングは主として外部支援者(外部保健師等)が行い、健康づくり課の保健師は指導・調整・配置を行う。なお、健康づくり課の保健師は医療救護所に配置されるため、全市的大規模災害の場合は発災後3日以後でないと避難所に着任できないと想定しておく。(松本市災害時要援護者支援プラン(ガイドライン編)参照)

7 備蓄品、資機材等の確認・配備・配布

(1) 毛布、敷きダンボール、食糧等については、避難者数分を市災害対策本部との連絡により調達する。また、コピー機、館内放送設備、ホワイトボード、机、椅子、紙等消耗品等の必要な物資についても同本部に対して配置を依頼する。

(2) 上記(1)については、全市的大規模災害時における松本市防災物資ターミナルから内田体育館までの配送の実績がないため、実際にどの程度の時間が必要か不明であるので、避難所開設から少なくとも半日以上かかると想定しておく。

(3) 上記(2)を踏まえ、内田公民館避難所及び明善中学校避難所から借りることができる物があるか確認し、可能な物は借り受ける。

(4) 避難者受入時点で配布するものは、避難者数に応じて基本的に次のとおりとする。

ア 40人以内

4-(5)-イに関わらず、体育館倉庫内にある敷き段ボールを1世帯に1枚配布 ※敷き段ボールは体育館倉庫に20枚ある。

イ・41人以上

病気等により体力が著しく衰えていると認められる者に対してのみ敷き段ボールを配布する。

※上記に関わらず、気温等により適宜に配布方針は変更する。

(5) 現時点では内田体育館避難所には、プライバシー等を確保できる保健室を設置するスペースがないので、体調が悪くなった者が出た際は、医療救護所へ移動してもらう。

8 災害対策本部への報告

概ねの状況が把握できたら(3時間以内を目安)、【様式7-1】により、開設時間、避難者数などの報告を行う。

※第2報(発災後6時間以内)までは【様式7-1】を使用する。

※内田体育館避難所にはFAX、インターネットへの接続機器がないため、内田地区地域づくりセンター職員へ連絡して当該報告書を手渡し、同センターを通じた報告を行う。以後、市災害対策本部による避難所への通信手段配備までの間は同様の手段をとる。

III 避難所運営委員会

1 避難所運営委員会の設置

(1) 構成

- ・各町会の代表者
- ・施設管理者(内田体育館の場合はスポーツ施設整備課だが、同課職員の現地到来は困難と思われる所以、欠員のまま運営し、地域づくりセンター職員を代理とする)
- ・避難所担当職員

(2) 組織

会長(1名)	運営委員会を代表し、会務を総括する。
副会長(1名)	会長を補佐し、必要があればその職務を代行する。

【活動班長】

総務班長兼副会長(1名)	庶務、会計等
避難者管理班長(1名)	避難者名簿の作成・管理等
情報広報班長(1名)	情報の収集整理、広報等
物資・施設管理班長(1名)	救援物資の管理、食事配給等
衛生班長(1名)	ゴミ、風呂等の管理等
食事・炊出し班長(1名)	食事の調達、配布
救護・要援護者班長(1名)	医療、介護活動等
ボランティア班長(1名)	ボランティアの受入れ

2 避難所の運営手順

(1) 時間経過別の避難所運営の手順

避難所では、日々、避難者のニーズ、応急対策の進展などにより状況が変化するため、柔軟に対応する。【資料4】

また、災害の発生時間帯、季節により想定される事象、課題に留意する。

【資料5】

ア 展開期【災害発生後2日目から約1週間程度】

(ア) 居住組の代表選出

災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、各居住組(居住スペースの単位など避難者を10～40人程度に分けた組)では、居住組の代表となる組長・副組長を決める。なお、組長、副組長は個人の負担が偏らないよう適宜交代できようとする。

(イ) 各活動班の設置

各町会から選出された代表者は、町会内から各活動班員の人選を行う。

各活動班長は、活動班を設置する。

※内田地区では、各町会自主防災組織の各班長を避難所運営委員会の各班員に次の通りあてる。

- ・要人選 → 総務班員
- ・各町会情報班長 → 情報広報班員
- ・各町会避難誘導班長 → 避難者管理班員
- ・各町会消火班長 → 物資・施設管理班員
- ・各町会救出・救護長 → 衛生班員
- ・農村女性協議会 → 食事・炊出し班員
- ・各町会給食給水班長 → 救護・要援護者班員
- ・要人選 → ボランティア班員

(ウ) 避難所運営会議の開催

市災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内のルールの決定・変更、避難所での課題・問題への対処など、避難所運営を円滑に進めるため、避難所運営会議を開催する。

a 開催頻度 毎日1回以上、時間を定めて開催する。

b 開始場所 体育館ホールで開催する。

イ 安定期【災害発生後1週間目以降】

(ア) 避難所運営会議の開催

避難所内の状況を共有、出席者相互の意見交換、必要事項の協議・決定など、引き続き運営会議を開催し、円滑な避難所運営に努める。

(イ) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や班の再編成を行う。

(ウ) 避難所内での場所の移動

避難者の減少など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て避難スペースの統廃合などに伴う避難場所の移動を行う。

ウ 撤収期【避難所生活の必要性がなくなる時期】

(ア) 避難所運営会議の開催

避難所閉鎖についての避難者の合意形成を行い、適切な残務整理を進める。

(イ) 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等を整理し、市災害対策本部に引き継ぎ、使用した施設は元に戻し、

清掃をした上で、避難所を撤収する。

(ウ) 避難所の統廃合・撤収時の対応

- a 避難者の減少に伴い、使用する避難スペースを縮小する。
- b 避難所担当職員は、災害対策本部から避難所の統廃合の内容、スケジュール等の連絡があった場合は、避難者全員に説明し、協力を依頼する。
- c 避難スペースを移動する場合は、避難所運営委員会、ボランティア等が荷物運び等を支援する。持ち主の分からぬ荷物があるときは、仮置き場を確保して、しばらく保管し、持ち主が現れないときは、市災害対策本部が処分する。
- d 撤収した避難スペースは、清掃・片付け後、スポーツ施設整備課に引き渡す。

(2) 居住組の役割

ア 居住組長、副居住組長、各活動班員の選出

編成された居住組ごとに組長、副組長を選出する。組長、副組長は、個人の負担が偏らないよう、適宜交代する。

イ 居住組長の役割

(ア) 居住組の人数確認などを行うと同時に組内の意見をまとめて避難所運営会議へ出席する。

(イ) 居住組内の入退所者・外泊者の把握・管理を行い、避難者管理班へ報告する。

ウ 副居住組長、各活動班員の役割

(ア) 副組長は、組長を補佐する。

(イ) 各活動班員は、避難所運営のための各活動班で業務を行う。

エ 当番制の仕事

共有スペースの清掃、炊き出しの実施、生活用水の確保などの作業を当番制で行う。

III 各活動班の役割

1 総務班の役割

(1) 市災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。【様式7-1・2】

連絡調整事項は、避難所運営会議での協議を前提とする。急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告。

(2) 避難所レイアウトの設定・変更

大勢の人々の共同生活が円滑に進められるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを設定する。【様式3、資料3】

(3) 防災資機材や備蓄品の確保

救出・救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸出しを行う。

{
(4) 避難所の記録

避難者の苦情等の相談窓口を開設するとともに、避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所での出来事を正しく記録に残す。

(5) 避難所運営会議の事務局

(6) 地域との連携

自宅が被災をまぬがれ、自宅で生活する人々（在宅被災者）へも、市災害対策本部から食糧・物資の提供などが行われるため、在宅避難者にも、町会ごとの組織を作ってもらい、在宅避難者の組織と連携しながら、協力して災害に対処する。

【様式6 在宅被災者台帳】

2 避難者管理班の役割

(1) 避難者名簿・台帳の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、重要な仕事であり、安否確認に対応したり、物資や食糧を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠。できるだけ迅速かつ正確に作成する。

ア 避難者名簿の整理

(ア) 避難者の受付時、又は避難者を避難スペースに誘導した後、【様式4 避難者名簿】を配布、記入を依頼。

(イ) 体調が悪い方、目の悪い方、外国人などについては、記入を手伝う。

(ウ) 避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、取扱い・保管には厳重に注意する。

(エ) 回収した名簿をパソコンに入力（パソコンが使えない場合は、【様式5 避難者台帳】に記入するとともに手計算で集計）し、毎日午後5時現在の避難者の入所状況等をまとめる。

イ 退所者・入所者の管理

(ア) 退所する方がいる場合、避難者名簿及び避難者台帳に記入し、退所者の情報を管理、整理する。

(イ) 退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるよう、総務班に情報を伝える。

(ウ) 入所する人がいる場合、避難者名簿に記入を依頼。

(エ) 空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行う。

(オ) 避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明。

ウ 外泊者の管理

各居住組の組長を通して外泊者を把握する。

(2) 安否確認等問い合わせへの対応

安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、部外者が避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。

ア 安否確認への対応

- (ア) 被災直後は施設あてにかかる電話と避難者あてにかかる電話の混乱が予想されるため、誰が電話の対応を行うのか施設管理者と調整する。
- (イ) 被災直後は施設内の電話は非常に混雑するため、電話番を当番制にするなど特定の人に負担がかからないようにする。
- (ウ) 問い合わせに対しては、作成した名簿に基づいて対応する。
- (エ) 避難者名簿（世帯単位）【様式4】の④「安否の問い合わせがあった場合、氏名・住所を回答しても良いですか？」の回答欄に「いいえ」側に丸がついていたら、たとえ市災害対策本部からの安否問い合わせであっても即答せず、本人に事情を説明して回答の可否を確認して対応する。

イ 避難者への伝言

- (ア) 施設内の仮設電話は直接避難者へは取り次がず、避難者へ伝言し折り返しかけ直してもらう。
- (イ) 伝言方法については、①伝令要員を準備する②伝言箱（要封入封緘）を用意するなど、緊急度やその時の状況（人員・忙しさ）に応じて対応する。

ウ 来客への対応

- (ア) 避難者以外は、原則として居住空間に立ち入らないようとする。
- (イ) 入り口付近を来客面会場所として用意し、来客との面会はそこで行うようする。

(3) 取材への対応

発災直後、避難所には報道機関や調査団が詰めかけることが予想される。

ア 基本的な対応の方針の決定

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて、運営会議で決定。

イ 取材陣への対応

- (ア) 基本的には、取材及び調査に対しては、避難所の代表者が対応。
- (イ) 避難所で取材等を行う人には、必ず受付への立ち寄りを求める。
- (ウ) 取材者バッヂ又は腕章を付けるなど、避難所以外の人が避難所内に立ち入る場合には、身分を明らかにしてもらう。
- (エ) 避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は、その居住者全員の了解を得た場合を除いて禁止。
- (オ) 避難所の見学には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材へは班員を介して避難者が同意した場合のみにする。

(4) 郵便物・宅配便等の取次ぎ

- ア 郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ直接手渡してもらう。防犯の観点から、受付に一言声をかけてくれるよう、協力をお願いする。
- イ 避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管することとし、保管方法・場所を決めておく。郵便物等の紛失には十分に注意する。

3 情報広報班の役割

(1) 情報収集

被災者にとって必要な情報を収集するために、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集を行う。

ア 行政からの情報収集

- (ア) 各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。
- (イ) 定期的に市役所や支所に出向き、公開されている情報を収集する。

イ 他の避難所との情報交換

- (ア) 開店している商店の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報が非常に有効。近隣の避難所と情報交換することで、地域の状況を把握する。
- (イ) 情報源については明確に把握し、デマに踊らされないように十分注意する。

ウ 各種マスコミからの情報収集

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから、情報を収集する。
- (イ) 集まった情報を分かりやすく整理する。
- (ウ) 情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記する。

(2) 情報発信

避難所の状況を正確にかつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要であり、避難所が地域の被害情報を発信することによって、市災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができる。

ア 避難所外への情報発信

情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理する。

イ 地域の情報拠点

- (ア) 避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることができる場所に「広報掲示板」を設置する。
- (イ) 情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず、避難所に掲示しているものと同じ情報を掲示する。

(3) 情報伝達

ア 避難者全体への情報伝達

- (ア) 避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（張り紙など）によるものとする。
- (イ) 避難者や在宅被災者に市本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用「伝言板」の作成、管理。
- (ウ) 避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかける。掲示板等の情報が更新された場合には、メガフォン等で更新を告知する。
- (エ) 掲示板に掲載する情報には必ず、掲示開始日時を掲載し、いつ時点の情報であるかを明確にする。
- (オ) 特に重要な項目については、避難所運営会議で居住組長に連絡し、居住組長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらう。

イ 避難者個人への情報伝達

- (ア) 避難者あての連絡用に居住組別に一つの伝言箱を設け、居住組長が受け取りに来る体制を作る。なお、個人宛書面の投函はすべて宛名書きした封筒への封入封緘を依頼する。

(イ) 伝言箱の中身の取扱いについては、プライバシーの保護に気を付ける。

4 物資・施設管理班の役割

(1) 物資の調達

市災害対策本部へ避難所の場所と避難人数や必要な物資を速やかに報告する。また、状況が落ち着いてきたら、避難者の物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかける。

ア 必要な物資を市災害対策本部に報告【様式8 物資依頼伝票】

イ 市災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど対応策を考える。

ウ 避難者ニーズの反映

(ア) 状況が落ち着いてきたら、避難者のニーズを把握して物資の要請を行う。

(イ) 物資の要請は、将来的な予測をたてて行う。

(ウ) 乳児用おむつ、成人用おむつ、生理用品等の必要性を常に意識しておく。

(2) 物資の受入れ

市災害対策本部などから届く物資の受入れは、当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に搬入する。【様式9 物資受払簿】

(3) 物資の管理・配布

避難所内にある物資の在庫や状態を把握する。物資の種類とその在庫を把握することは、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資の支給を効率よく市災害対策本部に働きかけていくこともできる。

(4) 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる2次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行う。

ア 施設の安全確認は、市災害対策本部へ応急危険度判定士の派遣を要請し、できるだけ早く早急に行ってもらう。

イ 危険と判定された箇所については立入りを厳重に禁止し、張り紙や進入禁止のロープを用いるなどして注意を呼びかけ、特に子供などが立ち入る可能性のある危険箇所についてはバリケードを作るなどして厳重に立入りを禁止する。

(5) 防火・防犯

災害後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられ、集団生活においては火災の危険性も増大する。そのため、防火・防犯に留意するよう避難所内外へ呼びかける。

ア 火気の取扱い場所の制限

(ア) 基本的に室内は、火気厳禁・禁煙。

(イ) 喫煙は、定められた喫煙場所でのみ許可。(屋外に設置)

イ 火気の取扱いに注意

(ア) 部屋ごとに火元責任者を決め、ストーブなどの室内で使用する火気は、厳重に管理。

(イ) 火気を取り扱う場所には必ず消火器、消火バケツを設置。

ウ 夜間の当直制度を設ける

(ア) 夜間も当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとる。

(イ) 防火・防犯のために、夜間の巡回を行う。

エ 避難所内への外部者の出入りを制限

(ア) 日中は、入り口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとる。

(イ) 夜間は入口の扉は原則として閉鎖し、運営本部室に近い入口を1箇所だけ施錠せず、夜遅くに避難所へ戻る避難者が出入りできるようにする。

5 衛生班の役割

(1) ゴミに関すること

避難所では多人数が生活するため大量のゴミが発生する上、特に災害発生直後の混乱した状況では、ゴミの収集も滞るおそれがある。

ア 避難所敷地内の屋外で、以下のような場所にゴミ集積場を設置する。

(ア) 清掃車が出入りしやすい場所

(イ) 調理室など、衛生に対して十分に注意を払わなければならない箇所から離れた場所

(ウ) 居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所

(エ) 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

イ ゴミ分別収集の徹底

(ア) 通常通りの分別収集をするよう呼びかける。

(イ) 危険物（空になったカセットボンベ等）の分別には特に注意を払う。

(ウ) 各世帯から出るゴミは居住組ごとにゴミ袋を設置してまとめ、ゴミ集積場に捨てる。

ウ ゴミの収集が滞り、やむを得ない場合にはゴミの焼却処分を行う

施設内に焼却炉がある場合には火災防止に十分配慮した上で焼却処分を行う。

(2) 風呂に関すること

多人数の避難者が生活する避難所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるようにする。

ア 避難所内に仮設風呂・シャワーが設置されない場合

(ア) もらい湯（親類、知人宅での入浴）を奨励する。

(イ) 地域内の公衆浴場の開設状況を把握し、利用を呼びかける。

イ 避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合

(ア) 男女別に利用時間を設定する。

(イ) 当番を決めて交代で清掃を行う。

(3) トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題であり、避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において重要である。

ア トイレの使用可能状況調査

(ア) 施設内のトイレの配水管が使用可能かどうか早急に調べる。

- (イ) 配水管が使用不可能な場合は、トイレを使用禁止とし、張り紙をするなどして避難者に知らせる。
- イ 既設トイレが使用できない場合は、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数(概ね50人あたり1基)を市災害対策本部に連絡するとともに、非常用携帯トイレを使用する。
- ウ トイレ用水の確保。
排水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水を確保し、トイレを使用する。(水の確保については、「(7)生活用水の確保」を参照)
- エ トイレの衛生管理には十分に注意を払う。
- (ア) トイレの清掃・消毒は、(当初は毎日数度ずつ)定期的に行う。
- (イ) 避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかける。
- (ウ) トイレ入口には消毒水を手洗い用として用意し、消毒水は作成日時を明記し、定期的に交換する。
- (エ) 清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意する。

(4) 掃除に関するこ

- 多くの人が共同生活を行う避難所では避難者全員が避難所内の清掃を心がける。
- ア 共有部分の掃除は、居住組を単位に当番制をつくり、交代で清掃を実施する。
- イ 居室部分の掃除は、毎日1回の清掃時間を設け実施する。

(5) 衛生管理に関するこ

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活では、疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払う。

ア 「手洗い」の徹底

- (ア) 手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、手洗いを励行する。消毒水は、作った日時を明確にし、定期的に交換を行う。
- (イ) 季節によっては、施設内の必要箇所(特に調理室など)を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を実施する。

イ 食器の衛生管理の徹底

- (ア) 衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用する。
- (イ) 使い捨ての食器が十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器の再利用を行う。
- (ウ) 食器の再利用を行う場合には、各自の用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行う。

ウ 避難所での感染症等の予防策

- (ア) 外出から帰ってきたら手洗い・うがいをするなど、十分に予防策を講ずる。
- (イ) マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、物資・施設管理班の担当者を通して市災害対策本部に要望する。

(6) ペットに関するこ

様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する。

- ア 避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止

多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちであるため、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持ち込みは禁止する。

イ 敷地内の屋外に専用スペースを設け、その場所で飼育する。ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。

(7) 生活用水の確保

災害時に生活用水を確保することは、労力を必要とする仕事なので避難者全員で協力して行う。

ア 避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別する。

(ア) 飲料・調理用

(イ) 手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用

(ウ) 風呂・洗濯用

(エ) トイレ用

イ 飲料・調理用の確保

(ア) 飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用する。

(イ) ペットボトルはできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないよう注意する。

(ウ) ペットボトルの水が確保できない場合には給水車の水やろ過水を利用する。

ウ 手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用の水の確保

(ア) 給水車の水やろ過器によってろ過した水を用いることを基本とし、水の保管に際しては、清潔を保つように留意する。

(イ) 「手洗い・洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用を心がける。

《用途別の生活用水の使い方の例》

水の種類\用途	飲料用 調理用	手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水(ペットボトル)	◎	○		
給水車の水	◎	○	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

(凡例)

◎：最適な使用、○：使用可、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：使用不可

6 食事・炊出し班の役割

(1) 食糧の調達

市本部へ避難所の場所と避難人数や必要な食糧を速やかに報告するとともに、調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って、炊き出し等を行うことにより、食糧の確保を行う。また、状況が落ち着い

できたら、避難者の食糧・物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかける。

ア 食料数の把握のため避難者管理班から避難者数を、総務班から運営委員会スタッフの人数を確認する。その際、食物アレルギーのある人の数も把握する。

また、乳幼児用の粉ミルク、離乳食についても必要数を把握する。

イ 必要な食糧を市災害対策本部に報告する。【様式10 食糧依頼伝票】

ウ 市災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど対応策を考える。

エ 被災者ニーズの反映

(ア) 状況が落ち着いてきたら、避難者のニーズを把握して食糧の要請を行う。

(イ) 食糧の要請は、将来的な予測をたてて行う。

(2) 食糧・物資の受入れ

市災害対策本部などから届く食糧の受入れは、当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に搬入する。

(3) 食糧の管理・配布

避難所内にある食糧の在庫や状態を把握し、特に災害発生直後の混乱した状況下では、食糧が十分に行き届かないことも予想されるため、計画的に配布する。

(4) 炊き出し

市災害対策本部から食糧が支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは、食糧確保に重要な役割を担う。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、健康な食生活ができるよう努める。状況に応じて内田公民館調理実習室を利用する。

7 救護・要援護者班の役割

災害時には、できる範囲で病人・けが人の治療に当たり、障害者や高齢者などの災害弱者の介護等を行う。

(1) 近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。

ア 避難所に救護所が開設されない場合には、地域内の救護所の開設状況を把握する。

イ 地域内の医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。

【付近の医療機関関係】

	名 称	所在地	電話番号
医療救護所	明善小学校プレイルーム	松本市寿豊丘813-7	58-3244
保健所	松本市保健所	松本市島立1020	40-0700
災害拠点病院	信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	35-4600
その他の病院・医院			

(2) 避難所内の疾病者の把握

避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする可能性が高い人については、以下の内容について整理する。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意する。

- ・氏名・年齢・病名・通常使用している薬・かかりつけの医師

(3) 避難所内に医務室を設ける

ア 発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診療が不可能となっていることが考えられ、急病人等に対応するためにも、避難所内に医務室を開設する。

イ 避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関への応援を要請する。

ウ 避難者の中に、医師、看護婦などの有資格者がいる場合には協力を要請する。

(4) 避難所内にある医薬品の種類、数量の把握

医務室などの避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理する。

また、必要最低限の医薬品については、物資担当者と連絡をとり、常備するよう心がける。

(5) 心身の衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する。

8 ボランティア班の役割

(1) ボランティアの受け入れ

避難所へは多数のボランティアが詰めかけることが予想される。頼りすぎにならないように注意しながら、ボランティアに協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営する。

ア ボランティアの受け入れ窓口を設置し、【様式11 ボランティア受付カード】への記入を依頼し、【様式12 ボランティア受付台帳】にまとめる。

イ 避難所運営の中で特にマンパワーの大きく係る部分については、市災害対策本部にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受ける。

ウ 直接、避難所に訪ねてきたボランティアについては、松本市社会福祉協議会の受け入れ窓口でボランティア登録を行うようお願いする。

(2) ボランティアの管理

ボランティアに対して、どのような協力を求めるかについて、運営委員会で検討する。

様式集

- ・ 様式1 避難所開設準備チェックリスト
- ・ 様式2－1 緊急点検チェックシート【鉄筋コンクリート造築物用】
- ・ 様式2－2 緊急点検チェックシート【鉄骨造建築物用】
- ・ 様式3 避難所のスペース割当表
- ・ 様式4 避難者名簿
- ・ 様式5 避難者台帳
- ・ 様式6 在宅被災者台帳
- ・ 様式7－1 避難所状況報告書【発災直後用】
- ・ 様式7－2 避難所状況報告書（第 報）
- ・ 様式8 物資依頼伝票
- ・ 様式9 物資受払簿
- ・ 様式10 食料依頼伝票
- ・ 様式11 ボランティア受付カード
- ・ 様式12 ボランティア受付台帳
- ・ 様式13 避難ペット管理簿

様式 1

避難所開設準備チェックリスト

項目	内容	確認
避難所運営委員会設置	応急的な委員会を設置	<input type="checkbox"/>
開設指示等の確認	市災害対策本部からの指示	<input type="checkbox"/>
	避難指示等の発令	<input type="checkbox"/>
	被災者からの開設要望	<input type="checkbox"/>
避難者の安全確保	開設準備中は屋外での待機を呼びかけ	<input type="checkbox"/>
建物の安全確認	応急危険度判定による安全確認	<input type="checkbox"/>
	被災状況簡易チェックシートによる安全確認	<input type="checkbox"/>
ライフラインの確認	電 気	<input type="checkbox"/>
	水 道	<input type="checkbox"/>
	電 話	<input type="checkbox"/>
	ガ ス	<input type="checkbox"/>
	インターネット	<input type="checkbox"/>
	携帯（メール）	<input type="checkbox"/>
トイレ	使用確認、使用不可の場合代替設備の準備	<input type="checkbox"/>
避難スペースの指定	体育館等スペース指定、部屋割り	<input type="checkbox"/>
	立入禁止スペースの指定・表示（ひも等）	<input type="checkbox"/>
室内の整理・清掃	破損物、備品等片付け、清掃	<input type="checkbox"/>
受付準備	場所の確定	<input type="checkbox"/>
	備品準備（机、筆記用具、避難者名簿、台帳等）	<input type="checkbox"/>
	受付付近に避難所内利用範囲や各種ルール明示	<input type="checkbox"/>

—以下は開設直後—

居住組・活動班の編成	区画・部屋単位での居住組を編成	<input type="checkbox"/>
	自主防災組織の班等をもとに編成	<input type="checkbox"/>
	観光客等地域住民以外の避難者の編成	<input type="checkbox"/>
	班長の決定	<input type="checkbox"/>
避難所の明示	門・玄関付近へ貼付	<input type="checkbox"/>
要配慮者等への対応	災害時等要援護者支援プランマニュアル編参照	<input type="checkbox"/>
市災害対策本部への報告	開設の報告のみ(避難者数等は3時間以内第一報)	<input type="checkbox"/>

指定避難所・緊急点検チェックシート(鉄筋コンクリート造) 様式2-1

(手順)

- ① 震度5弱以上の地震発生において、危険箇所に注意しながら、市の避難所担当職員、施設管理者、住民代表【応急危険度判定士や建築士が望ましい】のうち、2人以上でこのシートを使って安全点検を行います。詳細な危険度判定が必要な場合は、市災害対策本部の指示を受け2人以上で再判定を行います。
- ② 質問1から順番に点検を行い、質問1~7(外部の状況)までで、Ⅱ又はⅢと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問9以降の点検は必要ありません。
- ③ 危険と認められる場所等には、張り紙等をして立ち入り禁止や注意喚起をしてください。

避難所名称

住 所

点検実施日時 月 日 時 分

点検実施者名

次の質問の該当箇所に○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所等の建物に倒れ込む危険性がありますか？	I いいえ II 隣接地に地滑り・がけ崩れ、隣接建物の傾斜等が生じた III 敷地へ地滑り・がけ崩れ、隣接建物の倒れこみがありそう
2 地盤沈下、液状化などが生じましたか？	I 沈下していない II 10~20cm程度の沈下 III 20cm程度以上の沈下
3 建物に傾きが生じましたか？	I 傾きは感じられない II 微妙な傾きを感じる III 明らかに傾いている
4 柱・外壁に被害が生じましたか？	I いいえ II コンクリートが剥がれている 大きなひびが入っている 中の鉄筋が見えている III コンクリートがくずれている 鉄筋がはらみだしている
5 外壁材の亀裂・破壊が生じましたか？ (湿式、モルタル塗り等)	I ほとんど被害無し II 部分的なひび割れ・隙間の発生(避難経路沿いに限る) III 顕著なひび割れ・剥落
外壁材の亀裂・破壊が生じましたか？ (乾式、サイディング貼り等)	I 目地に亀裂程度 II 板に隙間が見られる(避難経路沿いに限る) III 顕著な目地ずれや板破壊が見られる
6 窓ガラスや機器類等が落下しましたか？	I ほとんど無被害 II 歪みやひび割れ並びに僅かな傾斜 III 落下の危険がある
7 屋外階段	I 傾斜無 II 僅かの傾斜 III 明瞭な危険
8 天井、照明器具等が落下しましたか？	I いいえ II 落下しかけている III 落下した
9 床が壊れましたか？	I いいえ II 少し傾いている、下がっている III 大きく傾斜している、下がっている
10 内部の柱、壁に亀裂がありますか？	I 髪の毛ほどの細い亀裂が見られる II 比較的大きなひび割れがある III 大きなひび割れが多数ある

11 その他特記すべき被害等を記入してください。

(手順)

- ① 質問1～10を集計します。

I	II	III

- ② 必要な対応をとります。

- ◎ IIIの答えが一つでもある場合は「危険」判定です。

施設内には立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応を検討します。

- ◎ IIの答えが一つでもある場合は、「要注意」判定です。

施設内には立ち入らず、応急危険度判定実施本部の指示を受けた応急危険度判定士による詳細な調査を行い、補強工事等の必要な措置を講じます。

- ◎ Iのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

- ★ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度被災状況を点検してください。

※ この安全点検を実施する際に、併せて周辺の被災状況等の報告も行ってください。全般的な被災状況把握につながる重要な情報源となります。

指定避難所・緊急点検チェックシート(鉄骨造)

様式2-2

(手順)

- ① 震度5弱以上の地震発生において、危険箇所に注意しながら、市の避難所担当職員、施設管理者、住民代表【応急危険度判定士や建築士が望ましい】のうち、2人以上でこのシートを使って安全点検を行います。詳細な危険度判定が必要な場合は、市災害対策本部の指示を受け2人以上で再判定を行います。
- ② 質問1から順番に点検を行い、質問1~8(外部の状況)まで、Ⅱ又はⅢと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問9以降の点検は必要ありません。
- ③ 危険と認められる場所等には、張り紙等をして立ち入り禁止や注意喚起をしてください。

避難所名称	
住 所	
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者名	

次の質問の該当箇所に○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1 隣接地及び隣接建物に危険性がありますか?	I いいえ II 隣接地に地滑り・がけ崩れ、隣接建物の傾斜等が生じた敷地へ地滑り・がけ崩れ、隣接建物の倒れこみがありそう
2 地盤沈下、液状化などが生じましたか?	I 沈下していない II 数cm程度の沈下 III 10cm程度以上の沈下
3 建物に傾きが生じましたか?	I 傾きは感じられない II 微妙な傾きを感じる III 明らかに傾いている
4 外壁材の亀裂・破壊が生じましたか? (湿式、モルタル塗り等)	I ほとんど被害無し II 部分的なひび割れ・隙間の発生(避難経路沿いに限る) III 顕著なひび割れ・剥落
外壁材の亀裂・破壊が生じましたか? (乾式、サイディング貼り等)	I 目地に亀裂程度 II 板に隙間が見られる(避難経路沿いに限る) III 顕著な目地ずれや板破壊が見られる
5 鉄骨柱脚部でコンクリートとの接合部が壊れましたか?	I 健全 II コンクリートの損傷は、亀裂が少し見られる程度 III コンクリートの潰れ。もしくは、アンカーボルトの損傷・露出
6 筋交が損傷しましたか?	I 損傷はほとんどない II 局部座屈。あるいは、接合部にすべりや破断の兆候有り III 破断有り
7 窓ガラスや機器類等が落下しましたか?	I ほとんど無被害 II 歪みやひび割れ並びに僅かな傾斜 III 落下の危険がある
8 屋外階段	I 傾斜無 II 僅かの傾斜 III 明瞭な危険
9 天井、照明器具等が落下しましたか?	I いいえ II 落下しかけている III 落下した
10 床が壊れましたか?	I いいえ II 少し傾いている、下がっている III 大きく傾斜している、下がっている
11 内部の壁に剥落等がありますか?	I 僅かなひび割れが見られる II 一部壁面の割れ・落下が有る III 顕著な剥落・落下が生じている

12 その他特記すべき被害等を記入してください

(手 順)

- ① 質問1～11を集計します。

I	II	III

- ② 必要な対応をとります。

- ◎ IIIの答えが一つでもある場合は「危険」判定です。

施設内には立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応を検討します。

- ◎ IIの答えが一つでもある場合は、「要注意」判定です。

施設内には立ち入らず、応急危険度判定実施本部の指示を受けた応急危険度判定士による詳細な調査を行い、補強工事等の必要な措置を講じます。

- ◎ Iのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

- ★ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度被災状況を点検してください。

※ この安全点検を実施する際に、併せて周辺の被災状況等の報告も行ってください。全般的な被災状況把握につながる重要な情報源となります。

避難所のスペース割当表

分類		部屋名
避 難 生 活 用	避難生活スペース※	
	要配慮者スペース	
	更衣室	男 性
		女 性
	授乳・育児室	
	休憩所	
	調理場所	
避 難 所 運 営 用	遊技場・勉強部屋	
	受付場所※	
	広報場所（掲示板）※	
	運営本部室	
	事務室※	
	会議場所	
	調理・炊出し所	
	仮眠所	
	物資保管室	
	物資配布場所	
	特設公衆電話設置場所	
	治療・保健室※	
屋 外	相談所	
	物干し場	
	医療救護所(本部医務班設置)	
	仮設トイレ	
	ゴミ集積場	
	喫煙場所	
【利用しない部屋】（校長室・職員室等）	仮設入浴場	
	洗濯・物干し場	
	駐車・駐輪場	
	【予備スペース】	

※印がついた場所は開設当初から設置すること。

様式 4

避難者名簿(世帯単位)

※太枠内を記入してください

①	入所日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
②	氏名	年齢	性別	病気・障がい・アレルギー・外国籍など 配慮が必要な場合は内容を記入
※この避難所にいる方だけを記入	世帯代表者		男・女 回答せず	
			男・女 回答せず	
住 所			町会名	
電話番号(携帯)	――			
特技(語学)や資格(看護師・介護士等)をお持ちの方がいましたら、記入してください。 【氏名】・ 【特技・資格】・				
③	自宅の被害状況 (該当項目に○)	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水 断水・停電・ガス停止・電話不通・被害なし		
④	安否等の問い合わせがあった場合、 氏名・住所を回答してもよいですか?	はい・いいえ		
車(自家用車で避難された方のみ): 車種 ナンバー				
ペットの同伴: なし・あり(種類・頭数)				
退所	退所日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
	退出先	自宅・その他(住所)		
台帳	登録 (入所)	平成 年 月 日	抹消 (退所等)	平成 年 月 日
【避難者の方へ】				
<ul style="list-style-type: none"> 本名簿は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。 記載内容に変更があった場合は、避難所運営委員会へお申し出ください。 入所にあたり、この名簿へ記入し避難所運営委員会へ提出することで避難者として登録され、避難所での生活支援を受けられるようになります。 				

避難者台帳

様式5

避難所

ふり 氏 名	年齢	性別	住 所	町会	要配慮	自宅の被害状況 (該当項目に○)					車種 ナハ-	ベット 種類 頭数	入所日	退所日	退出先	
						全 様	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

様式 6

在宅被災者台帳

避難所

No	氏 名	年 齢	性 別	住 所	町会	疾 病	物 資 配 布 日	同 完 了 日	備 考 (被災状況)
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	
						・	・	・	

様式7—1

避難所状況報告書【発災直後用】

避難所名		開設日時	年月時	日分種類	避難・勧告・指示・準備情報 自主避難・災害発生日時	閉鎖日時	年月時	日分
第1報（発災後3時間以内）								
避難所送信者氏名					避難所送信者氏名		第2報（発災後6時間以内）	
対策本部受信者氏名					対策本部受信者氏名			
報告日時	月 日 時 分				報告日時	月 日 時 分		
送信手段	FAX・防災行政無線・電話・口頭・その他()				送信手段	FAX・防災行政無線・電話・口頭・その他()		
避難者数	約 人				避難者数	約 人		
世帯数	約 世帯				世帯数	約 世帯		
避難所の安全確認	未実施	安全	要注意	危険	人の被害	負傷者	人(うち重傷者 人)	
周辺火災の状況	不要	必要(約 人)	不明		避難所の安全確認	未実施	安全	要注意
のライフライン	なし・延焼中(約 戸)	・大火の危険・不明			周辺火災	不要	必要(約 人)	不明
道路状況	断水	停電	ガス停止	電話不通	のライフライン	断水	停電	ガス停止
建物被害	通行可・渋滞・片側通行・通行不可・不明				道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可・不明		
	なし	あり(約 棟)	不明		建物被害	なし	あり(約 棟)	不明
					避難者数増減の見込	増加	減少	変化なし
					緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
避難所運営委員会	設置済	未設置			避難所運営委員会	設置済	未設置	
市避難所担当職員参集数	名				市避難所担当職員参集数	名		
施設職員参集数	名				施設職員参集数	名		

様式7-1 避難状況報告書（発災直後用）の使用方法及び注意事項

第1報と第2報は、同じ用紙を使用すること。

【第1報】

- ・市避難所担当職員は、避難所に到着したら、速やかに（発災後3時間以内）に第1報を災害対策本部へ報告すること。
「送信手段」は、避難所で受信可能な方法を選択して○印を付けること。
- ・避難所から、FAX、防災行政無線、電話により災害対策本部に連絡できないときは、「伝令」により連絡すること。
- ・周辺状況のうち「人命救助」の要否については、何力所、何名くらいの救助の必要があるのか推定して記載すること。
- ・「火災」は、避難所管内地域の状況を記入し、その他の周辺地域の情報は、「緊急を要する事項」欄に発生地区名、状況を記入すること。
- ・「ライフライン」や「道路状況」については、避難者から受付の際などにその内容を聞き取り、記載すること。
- ・「世帯数」は、避難者名簿【様式4】が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することも可能とすること。

【第2報】

- ・市避難所担当職員は、災害発生後6時間以内に第2報を災害対策本部に報告すること。
- ・第2報では、「人的被害」の状況をはじめ、避難者が増加しているか否か、受け入れ能力を超えているか否かについても報告すること。
- ・重傷者は、負傷者のうち入院が必要と思われる人の人数を記入すること。
- ・避難所を開鎖した場合には、この様式により、速やかに災害対策本部に報告すること。
- ・この報告用紙は、保管すること。

様式 7—2

避難所状況報告書（第 報）

避難所名			報告日時	月 日 時 分
送信者名			受信者名(本部)	
避難者数	現在数(A)		前日数(B)	差引増減数(A-B)
内 訳	避難者数	人	人	人
	被災者数	人	人	人
	合 計	人	人	人
避難所運営委員会	会長名			
会長名・連絡先	電 話	FAX		
避難所運営委員会	対応状況		要求等	
連 絡 事 項	班			
	班			
	班			
	班			
	班			
	班			
	班			
	班			
今後の見通しなど(飲食料・物資等の過不足、避難者の健康状態など)				

様式7-2「避難所状況報告書」記載要領

- ※ 毎日、市災害対策本部に報告すること。
- ※ 避難所開設から第2報（発災後6時間以内）までは、【様式7-1】（発災直後用）により報告すること。
- ※ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策等を記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにすること。
- ※ 物資と食料については、【様式8・10】を使用すること。

様式 8

物 資 依 頼 伝 票

①発信日時 月 日 時 分		②発注先業者名 電話 FAX				
避難所名		伝票番号・枚数				
避難所住所		市災害対策本部受信者名				
担当者名 電話 FAX		電話 FAX				
	品名	サイズ等	数量	出荷数量	個口	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
• 1行につき1品、サイズごとに記入してください。 • 性別などは「サイズ等」の欄へ記入してください。					個口計	

- 物資・施設管理班はこの伝票に記入し、避難所担当職員へ配達・注文を要請してください。
- 避難所担当職員は原則として FAX で市災害対策本部へ依頼してください。
- FAX が使えない場合でも控えを残しておいてください。
- 物資・施設管理班は、受領時に「物資受払簿」へ記入してください。

③出荷日時 月 日 時 分		④避難所 受領者 サイン	
配達者名 電話 FAX			
配達日時 月 日 時 分			

＜様式8：「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法＞

- 1 物資・施設管理班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。
 - (2) 「【様式9】：物資受払簿」に、物資の品名ごとに、伝票No.と依頼数量などを転記します。
 - (3) 転記後は、伝票を物資・施設管理班の班長へ渡します。
 - (4) 物資・施設管理班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。
- 2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。
 - (2) 発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡します。
- 3 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。（物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。）
 - (1) 配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の物資・施設管理班の班長のサインを得てから物資を渡します。
 - (2) 物資・施設管理班の班長が不在のときは、班員のサインを受けます。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。
 - (4) 物資・施設管理班は、「【様式9】：物資受払簿」に到着数量などを記入します。
- 4 災害対策本部の物資管理担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。

様式 9

物 資 受 払 簿

避難所

品 名						
年月日	受入先	払出先	受数	出数	残数	記入者
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
...						
月 日現在高		受入数	払出数	残数		

※ この用紙は避難所で保管すること。

＜様式9：「物資受払簿」の記載方法及び使用方法＞

- 1 物資・施設管理班の担当者は、依頼した物資が配達されたら、必要事項を記入します。
 - (1) 「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。
 - (2) 「受」には、受け入れた数量を記入します。
- 2 物資を避難者に配付した場合、配付した数と残数を記入します。
 - (1) 「払先」には、生活班ごとに配付した時は班の番号、避難者ごとに配付したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。
 - (2) 「払」には、配付した数量を記入します。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します

食料依頼伝票

避 難 所	依頼日時	月	日	時	分	
	避難所名					
	担当者氏名					
	電話番号	—	—	FAX番号	—	—
	依 頼 數	避難者用	食(うち、軟らかい食事)			食)
		在宅被災者用	食(うち、軟らかい食事)			食)
		合 計	食(うち、軟らかい食事)			食)
	その他の依頼内容(アレルギー食等)					
	災 害 対 策 本 部	受診日時	月	日	時	分
		担当者氏名				
電話番号		FAX番号				
配 送 數		避難者用	食(うち、軟らかい食事)			食)
		在宅被災者用	食(うち、軟らかい食事)			食)
		合 計	食(うち、軟らかい食事)			食)
発注業者名						
配送業者名						
到着確認		月	日	時	担当者氏名	

ボランティア受付カード

ふりがな 氏名	(年齢 歳)	性別	男 女
会社・学校・団体名			
住 所	〒		
電話番号	— —		
緊急時連絡先	〒		
できること			
活動時間			

ボランティア受付台帳

受付日	氏名 住所 電話番号	性別	年齢	職業	災害ボランティア経験 (有の場合は、「有」とその内容を記入)
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

避難ペット管理簿

様式13

No	飼育者名	ペットの種類	ペットの名前	住所	電話	鍵の有無	その他
1						有・無	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

資料集

- ・ 資料1－1 呼びかけ文例(グラウンド等での待機要請)
- ・ 資料1－2 呼びかけ文例(避難所の誘導・案内)
- ・ 資料2 避難所でのルール文例
- ・ 資料3 避難所レイアウト図
- ・ 資料4 時系列 避難所における状況想定
- ・ 資料5 発生時間帯・季節・月別留意事項
- ・ 資料6 災害対策本部及び指定避難所一覧

【呼びかけ文例】

○ 開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。

現在分かっている災害情報は、【収集した地震に関する情報等】ということです。

この地区や市の被害状況は現在確認中です。

松本市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、〇〇までお越しください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、同じく〇〇までお越しください。

以上、避難所運営委員会からでした。

※繰り返します。

【呼びかけ文例】

○ 受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に、同居しているご家族ごとに受付に来てください。

また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。

障がいをお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただくようにします。ご協力をお願ひいたします。まず、身体に障がいがある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。

・・・・・

次に、〇〇町会の方、受付に来てください。

内田体育館避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所の代表者、施設の管理者、市の避難所担当職員からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前9時と午後7時に定例会議を行います。
 - ・委員会の運営組織として、総務、避難者管理、情報広報、物資・施設管理、衛生、食事・炊出し、救護・要配慮者、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。
避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。
- 5 盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬以外の動物を避難所内に入れるることは禁止します。
ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。
- 6 施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には入室できません。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 7 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しませんが、在宅避難者にも配給しますので、ご理解をお願いいたします。
- 8 消灯は、夜10時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。
 - ・管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。
 - ・消灯時間から朝6時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 9 施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言を受けます）
 - ・伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。

10 トイレの使用方法は次のとおりです。

- ・清掃は、午前9時、午後14時、20時に避難者が交代で行います。
- ・清掃時間は放送を流します。

11 指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。

12 飲酒は原則禁止です。

13 使用していないコンセント口がある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。

なお、公共的な用途でコンセント口を使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

14 段ボールベットやパーテーションが配給された後に体育館内のレイアウトを変えるために今いる場所から移動していただきますのでご理解願います。

以上

内田体育館避難所運営委員会

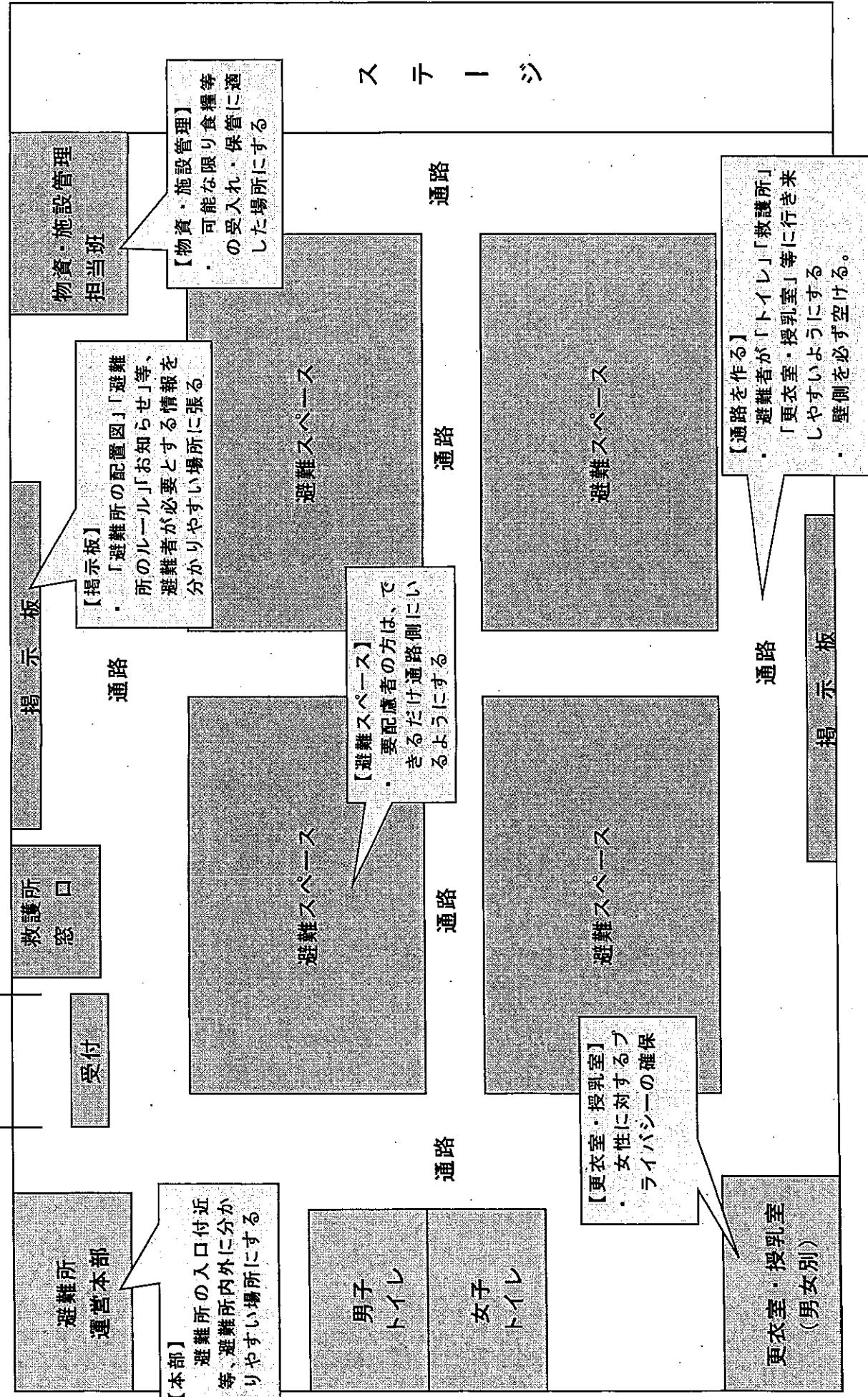
【避難所でのルール文例】※内田体育館版は前ページ

避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所の代表者、施設の管理者市の避難所担当職員からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
 - ・委員会の運営組織として、総務、避難者管理、情報広報、物資・施設管理、衛生、食事・炊出し、救護・要配慮者、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。
避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。
- 5 盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。
ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。
- 6 施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には入室できません。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 7 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しませんが、在宅避難者にも配給しますので、ご理解をお願いいたします。
- 8 消灯は、夜〇〇時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。
 - ・管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。
 - ・消灯時間から朝〇〇時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 9 施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言を受けます）
 - ・伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。
- 10 トイレの使用方法は次のとおりです。
 - ・清掃は、午前〇〇時、午後〇〇時、〇〇時に避難者が交代で行います。
 - ・清掃時間は放送を流します。
- 11 指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。
- 12 飲酒は原則禁止です。
- 13 使用していないコンセント口がある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。
なお、公共的な用途でコンセント口を使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

【避難所内のレイアウトの一例（体育館）】



【時系列 避難所における状況想定】

時 期	避難所の状況想定
災害発生直後～3日程	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・避難所によっては、災害地区班員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・災害時要配慮者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・障がい者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱が生じる。 ・車いす常用の障がい者は、自力では避難所に移動できない。 ・重度の視覚障がい者も移動に手引等の介助が必要である。 ・重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障がい者も移動が困難。 ・聴覚障がい者は情報伝達（発信・受信）に困難。FAX、携帯電話のメール等での情報伝達が有効である。 ・避難所で障がい特性についての理解が充分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・人工透析が必要な避難者の医療の確保が急務。 ・医療的なケアを必要とする障がい者への対応が必要（人工呼吸器、胃瘻、痰吸引、とろみ食等への対応）。 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）の不足が予想される。 ・補聴器を利用する聴覚障がい者については、電池の補充が必要となる。

時 期	避難所の状況想定
3日～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化する。 ・避難者数は流動的な段階である。 ・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・体調悪化により避難所での生活が困難な避難者の病院・福祉避難所等への移送が必要になる。 ・環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応。 ・常備薬の確保、健康管理（高血圧、糖尿等）が必要になる。 ・障がい特性に配慮し、障がい者から個別に必要な支援を聞き取り、支援を行うことが求められる。 ・視覚・聴覚障がい者への情報確保
1週間～2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・避難所の中にいる人と外にいる人の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・障がい者への移動手段の確保。（ボランティア等） ・視覚・聴覚障がい者への情報確保 ・手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要になる。
2週間～3ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。

時 期	避難所の状況想定
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 <p>〈季節を考慮した対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 ○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 ○ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。 ・避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。（特に災害時要配慮者に留意） ・以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障がいに配慮した家の補修、被災前の支援（ヘルパー等）の確保が必要。 ・帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続。 ・視覚・聴覚障がい者への情報確保 ・住居の確保ができない、被災前の介護サービスが確保できない障がい者に対して、仮設住宅でのバリアーフリー化対応、介護サービスの確保が必要。

【発生時間帯・季節・月別の留意事項】

災害発生の時間帯、季節によって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する。

条件	留意事項
日 中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散。 ・市(区)庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、避難所担当職員がなかなか到達できない。 ・住宅地等では、災害時要配慮者である障がい者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれあり。 ・居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の搜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ・停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・避難途中や避難所内の事故も多発しやすい。 ・その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすい。 ・勤務時間外に発生した場合は、避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要する。
冬 季	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さのため、被災者が健康を害しやすい。 (毛布、防寒着、マスク、ストーブ、カイロ等) ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時には大規模な延焼となりやすい。
夏 季	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さのため、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要になる。 (食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯、殺虫剤、蚊取り線香等) ・家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となる。

災害対策本部・指定避難所一覧

資料 6

No.	災害対策本部場所	所在地	電話番号	無線番号	衛星携帯電話	備考
1	市役所本庁舎	丸の内3-7	33-9119	100		
2	まつもと市民芸術館	深志3-10-1	33-3800(芸術館)	100		市役所使用不能の場合
3	松本市勤労者福祉センター	中央4-7-26	35-6286(勤福)	251		市役所使用不能の場合

無線番号●印は衛星携帯電話(番号は災害対策本部へ問合せ)

No.	指定避難所	所在地	電話番号	無線番号	想定避難者所在地区(町会)	◎要配慮有優先 ★医療救援所設置 △災害時WV一日
1	Mウイング	中央1-18-1	32-1132	354	○第1地区、○中央地区、 ○田川地区(巾上町, 巾上中, 巾上西)	★ ◇
2	松本市駅前会館	深志2-3-21	33-2966		○第1地区	
3	第二地区公民館	本庄2-3-23	39-3601	250	○第2地区	○ ◇
4	まつもと市民芸術館	深志3-10-1	33-3800	359	○第2地区(天神南小池町)、○第3地区(幸町, 東長沢町)、○第1地区	★
5	源池小学校	県3-5-1	32-0207	301	○第3地区(西堀橋, 若松町, 堀橋, 県町南, 県町北)	
6	松本市勤労者福祉センター	中央4-7-26	35-6286	251	○第三地区公民館	◇
7	第三地区公民館	中央4-7-28	36-7040	251	○第三地区(日ノ出町, 東源池)	○ ◇
8	トライあい・松本	中央4-7-28	35-6285	251	○第三地区公民館	○
9	松本市弓道場	中央4-7-28	36-0834	251	○第三地区、○第1地区、○第2地区	○
10	松本県ヶ丘高等学校	県2-1-1	32-1142	361	○第3地区(四ツ谷町, 四ツ谷東, 金山町)、○里山辺地	
11	清水小学校	清水2-8-18	32-1210	306	○第3地区、○東部地区、 ○本郷地区(横田第1・横田第5の一部)、○里山辺	
12	清水中学校	清水2-7-12	32-2078	322	○東部地区、○城東地区 (元町南, 元町中)、○本郷地区 (惣社1・2・3, 横田第2・3・6・7, 横田第1と5の一部)、○里山辺地区	★
13	東部公民館	女鳥羽2-1-25	36-8565	252	○東部地区	○ ◇
14	大手公民館	大手3-8-1	39-5711	254	○中央地区	○ ◇
15	開智小学校	開智2-4-51	32-0006	300	○城北地区、○中央地区 (全町会)	★
16	松本深志高等学校	蟻ヶ崎3-8-1	32-0003	363	○城北地区、○白板地区 (蟻ヶ崎西)、○岡田地区 (神沢)	
17	城北公民館	開智2-3-39	38-0120	253	○城北地区	○ ◇
18	信州大学附属小学校	桐1-3-1	37-2216	360	○安原地区(元原)、○城北地区	
19	信州大学附属中学校	桐1-3-1	37-2212	360	○安原地区(萩町)、○城北地区	
20	信州大学	旭3-1-1	35-4600(代表)	372	○安原地区、○城東地区	
21	安原地区公民館	旭2-11-13	39-0701	255	○安原地区	○ ◇
22	旭町中学校	旭3-7-1	32-2048	325	○城東地区(元町上の一一部, 曙町)、○安原地区	★
23	旭町小学校	旭2-4-4	32-1124	303	○城東地区(和泉町1丁目, 和泉町2丁目, 北上横田町, 女鳥羽町, 元町北, 岡の宮, 岡の宮西, 岡の宮文園町, 元 町上の一一部)、○安原地区 (袋町, 新町, 天白町, 中ノ 丁, 東ノ丁, 安原町, 旭町, 南 下町)	
24	松本美須々ヶ丘高等学校	美須々2-1	33-3690	366	○城東地区、○安原地区 (中原の一部)	
25	総合体育館	美須々5-1	32-1818 (スポーツ推進 課)	351	○城東地区、○安原地区 (中原の一部)、○岡田地区 (松岡の一部)、○本郷地区 (水汲・南浅間の一部)	
26	城東公民館	元町3-7-1	34-0191	256	○城東地区	○ ◇
27	丸ノ内中学校	宮渕3-6-1	32-1962	324	○白板地区(宮渕東, 宮渕日 向, 宮渕新橋, 宮渕本村, 放 光寺, 白板地区宮本・蟻ヶ 崎西の一部)	
28	松本蟻ヶ崎高等学校	蟻ヶ崎1-1-54	32-0005	364	○白板地区(巴町, 折井町, 宮崎町, 駒町, 城西町, 蟻ヶ 崎西の一部)、○中央地区、○城北地区	
29	白板地区公民館	城西1-6-17-3	35-7740	257	○白板地区	○ ◇

No.	指定避難所	所在地	電話番号	無線番号	想定避難者所在地区(町会)	◎要配慮者優先 ★医療救援所設置 △災害時W-1日
30	田川小学校	渚1-5-34	26-1377	304	○田川地区(巾上中, 巾上南, 巾上東, 渚町, 渚本郷, 渚内城, 渚宮本, 渚本村・渚上の一部)、○白板地区(白板南, 白板中, 白板宮本の一部)	★
31	田川公民館	渚3-2-7	27-3840	258	○田川地区	○
32	並柳小学校	並柳4-9-1	29-0869	321	○庄内地区、○寿地区	★
33	筑摩小学校	筑摩1-8-1	25-0090	302	○庄内地区	
34	ゆめひろば庄内	出川1-5-9	24-1811	358	○庄内地区	△
35	松本工業高等学校	筑摩4-11-1	25-1184	362	○庄内地区、○里山辺地区	
36	開成中学校	神田2-7-1	26-1852	331	○庄内地区、○中山地区	
37	鎌田中学校	鎌田2-3-56	25-1088	323	○鎌田地区、○田川地区	★
38	鎌田小学校	鎌田1-8-1	25-0835	305	○鎌田地区、○田川地区(中条西)	
39	鎌田体育馆	両島5-50	26-0206 (鎌田地区公民館)	259	○鎌田地区、○田川地区(渚本村, 渚上)	
40	鎌田地区公民館	両島5-50	26-0206	259	○鎌田地区	○
41	信明中学校	石芝3-3-20	25-3848	334	○鎌田地区、○芳川地区、○松南地区	★
42	開明小学校	宮田11-41	25-0485	317	○松南地区(宮田中, 宮田西, 宮田東の一部)、○鎌田地区、○芳川地区	
43	松南地区公民館	芳野4-1	26-1083	352	○松南地区	○
44	南部体育馆	芳野4-1	26-1083 (松南地区公民館)	352	○松南地区(南松本1丁目, 南松本2丁目, 芳野町, 双葉町, 双葉南, 双葉西, 宮田東の一部)、○芳川地区	
45	島内小学校	島内5323	47-1150	307	○島内地区	
46	松島中学校	島内3986	40-1367	326	○島内地区、○島立地区(堀米, 小柴)	★
47	島内体育馆	島内1666-700	47-0264 (島内出張所)	202	島内出張所 ○島内地区	
48	島内公民館	島内4970-1	47-0264	202	島内出張所 ○島内地区	○
49	音楽文化ホール (ザ・ハーモニー・ホール)	島内4351	47-2004	262	○島内地区	
50	中山小学校	中山3517	58-5823	308	○中山地区(和泉, 塙原北, 塙原西, 塙原東, 塙原南, 棚	★
51	中山公民館	中山3746-1	58-5822	204	中山出張所 ○中山地区	○
52	島立小学校	島立3298	47-2159	309	○島立地区(荒井, 北栗の一部)	
53	島立体育馆	島立3298-2	47-2049 (島立出張所)	206	島内出張所 ○島立地区(大庭, 中村, 三の宮)	
54	島立公民館	島立3298-2	47-2049	206	島立出張所 ○島立地区	○
55	高綱中学校	島立4416	47-3929	327	○和田地区(境)、○新村地区、○島立地区(町区, 永田, 南栗, 北栗の一部)	★
56	松本筑摩高等学校	島立2237	47-1351	365	○島立地区、○新村地区、○島内地区	
57	松本大学	新村2095-1	48-7200	369	○新村地区(全町会)	
58	新村公民館	新村2179-7	48-0375	208	新村出張所 ○新村地区	○
59	芝沢体育馆	和田1050-2	48-5445 (和田出張所)	210	和田出張所 ○和田地区(和田町, 下和田, 中の一部)、○新村地区	
60	芝沢小学校	和田1118	47-0154	310	○和田地区(蘇我, 衣外, 殿, 西原, 中の一部)、○新村地区	
61	和田公民館	和田2240-31	48-5445	210	和田出張所 ○和田地区	○
62	神林体育馆	神林1558	58-2039 (神林出張所)	212	神林出張所 ○神林地区	
63	神林公民館	神林1557-1	58-2039	212	神林出張所 ○神林地区	○
64	菅野中学校	笹賀3475	58-2056	328	○菅賀地区(上二子, 上小俣・神戸の一部)、○神林地区	★
65	菅野小学校	笹賀3460	58-2482	311	○菅賀地区(中二子, 下二子, 二美町1丁目, 二美町2丁目)、○神林地区	
66	二子小学校	笹賀5921	27-1648	320	○菅賀地区(東耕地, 神戸の一部)、○神林地区	
67	松本短期大学	笹賀3118	58-4417	373	○菅賀地区(東耕地, 神戸の一部)、○神林地区	
68	笹賀公民館	笹賀2929	58-2046	214	笹賀出張所 ○菅賀地区	○
69	芳川小学校	小屋北2-5-1	58-2030	312	○芳川地区、○菅賀地区	
70	芳川体育馆	野溝東2-10-1	58-2034 (芳川出張所)	216	芳川出張所 ○芳川地区	
71	芳川公民館	野溝東2-10-1	58-2034	216	芳川出張所 ○芳川地区	○
72	筑摩野中学校	村井町北2-11-1	58-2071	329	○芳川地区、○寿地区	★
73	松本国際高等学校	村井町南3-6-25	88-0033	216	芳川出張所 ○芳川地区	

No.	指定避難所	所在地	電話番号	無線番号	想定避難者所在地区(町会)	◎要配慮者優先 ★医療救援所設置 ◇災害時W-1
74	寿小学校	寿豊丘1004	58-2106	313	○寿地区	
75	寿公民館	寿豊丘424	58-2038	218	○寿出張所 ○寿地区	○ ◇
76	寿体育馆	寿豊丘424	58-2038	218	○寿出張所 ○寿地区	
77	田川高等学校	塙尻市広丘吉田 2645	86-3000	374	○寿地区、○芳川地区、○ (塙尻市)	
78	寿台体育馆	寿台6-2-1	58-6561 (寿台公民館)	260	○寿台地区(寿台1・2・3・ 4丁目)、○松原地区、○寿 地区、○内田地区	
79	寿台公民館	寿豊丘649-1	58-6561	260	○寿台地区、○松原地区	○ ◇
80	明善小学校	寿豊丘813	58-3244	318	○松原地区、○寿台地区 (寿台5丁目、寿台8丁目、寿 台9丁目、寿台東)、○寿地 区、○中山地区、○内田地	★
81	明善中学校	寿豊丘812-1	86-0044	333	○松原地区、○寿台地区、 ○寿地区、○中山地区、○ 内田地区	
82	岡田小学校	岡田松岡519	46-0589	314	○岡田地区(東区・松岡の 一部)、○本郷地区	
83	岡田体育馆	岡田町488-3	46-2313 (岡田出張所)	220	○岡田地区(伊深、岡田町、 塙倉、山浦、東区・神沢・松 岡の一部)、○本郷地区	
84	岡田公民館	岡田町517-1	46-2313	220	○岡田地区	○ ◇
85	山辺小学校	入山辺34	32-2619	315	○入山辺地区、○里山辺地 区	
86	入山辺公民館	入山辺1509-1	32-1389	222	○入山辺出張所 ○入山辺地区	○ ◇
87	松風園	入山辺1509-1	32-2186	265	○入山辺地区	
88	山辺中学校	里山辺3326	32-0267	330	○里山辺地区、○本郷地区	★
89	里山辺体育馆	里山辺2920-3	32-1077 (里山辺出張所)	224	○里山辺出張所 ○里山辺地区	
90	教育文化センター	里山辺2930-1	32-7600	224	○里山辺出張所 ○里山辺地区	○ ◇
91	今井小学校	今井1616	59-2003	316	○今井地区(上新田、堂村、 中村、中沢、下新田、境新田、 東耕地、南耕地、西原)	★
92	今井体育馆	今井2231-1	59-2001 (今井出張所)	226	○今井出張所 ○今井地区(西耕地、野口)	
93	今井公民館	今井2231-1	59-2001	226	○今井地区	○ ◇
94	松本平広域公園体育馆	今井3443	57-2211 (岐阜スカイバーカービスセン ター)	353	○今井地区(北耕地、北今 井、公園西)、○笠賀地区	
95	鉢盛中学校	朝日村大字古見 3332-5	99-2501	335	○今井地区(古池)、○※朝 日村	
96	内田体育馆	内田758-1	58-2494 (内田出張所)	228	○内田出張所 ○内田地区	
97	内田公民館	内田2203-1	58-2494	228	○内田出張所 ○内田地区	○ ◇
98	松本第一高等学校	浅間温泉1-4-17	46-1500 (本郷支所)	200	○本郷地区(浅間温泉第7 ~第8、大村北・大村中・ 大村南の一部)	
99	浅間温泉文化センター	浅間温泉2-6-1	46-2654	200	○本郷地区(浅間温泉第1~ 第4、浅間温泉第6)	
100	本郷公民館	浅間温泉2-9-1	46-1500	200	○本郷地区	○ ◇
101	本郷小学校	浅間温泉2-9-5	46-0495	319	○本郷地区(三才山、稻倉、 洞、浅間温泉第5、南浅間・ 大村北・大村中・大村南の 一部)	
102	女鳥羽中学校	原1085-2	46-0285	332	○本郷地区(原、水汲の一 部)、○岡田地区	★
103	松原地区公民館	松原39-1	57-2322	261	○松原地区	○ ◇
104	錦部保育園	七嵐85-2	64-3278	● 四賀保健センター	○四賀地区(反町・刈谷原 町・七嵐・赤怒田・殿野 入・保福寺の一部)	
105	四賀保健センター	七嵐85-2	64-3111 (四賀支所)	●	○四賀地区(反町・刈谷原 町・七嵐・赤怒田・殿野 入・保福寺の一部)	
106	双葉保育園	会田696	64-2314	● 四賀支所	○四賀地区(小岩井・新町 の一部)	
107	四賀支所	会田1001-1	64-3111	●	○四賀地区(小岩井・藤 池・穴沢・取出・板塙・本 町・新町・岩井堂・宮本・ 西宮の一部)	◇
108	四賀デイサービスセンターぶくぶくの郷	会田1098	64-4321	● 会田病院	○四賀地区(金田)	○
109	四賀小学校	会田1113	64-1070	●	○四賀地区(会田ほか)	
110	会田中学校	会田8923	64-2020	●	○四賀地区(小岩井・新 町・岩井堂の一部)	
111	坊主山クラインガルテン体験学習施設	取出481-1	64-4447	● 会田病院	○四賀地区(取出の一部)	
112	松茸山莊別館(旧アンシャンテ)	穴沢756	64-3993	● 松茸山莊本館	○四賀地区(穴沢の一部)	
113	多目的研修ふれあいセンター	穴沢98-1	64-2102 (松茸山莊本館)	● 松茸山莊本館	○四賀地区(会田)	

No.	指定避難所	所在地	電話番号	無線番号	想定避難者所在地区(町会)	◎要配慮者優先 ★医療救護所設置 ◇災害時Wi-Fi
114	旧中川小学校(校舎)	中川1582	64-3111 (四賀支所)	●	○四賀地区(両瀬・金井・原山・横川・会吉・矢久・召田・長越・藤池の一部)	
115	緑ヶ丘クラインガルテン体験学習施設	中川1747	64-4644	●	○四賀地区(両瀬・金井・原山・横川・会吉の一部)	
116	旧五常小学校(校舎)	五常6391	64-3111 (四賀支所)	●	○四賀地区(落水・井刈・執田光の一部)	
117	五常集落生活環境施設	五常6897-1	64-3111 (四賀支所)	●	○四賀地区(落水・井刈・執田光の一部)	
118	安曇保健福祉センター	安曇88-1	94-1100	●	○安曇地区(大野田)	
119	アルプスの郷	安曇209-1	94-1111	● 安曇保健福祉センター	○安曇地区(大野田)	
120	島々公民館	安曇757	94-2053	● 安曇支所	○安曇地区(島々)	
121	安曇小中学校	安曇964	94-2234	●	○安曇地区(島々、橋場)	★
122	基幹集落センター及び安曇体育館	安曇2741-1	94-2854	● 安曇保育園	○安曇地区(稻核)	
123	安曇保育園	安曇2741-1	94-2132	●	○安曇地区(稻核)	
124	大野川小中学校	安曇3866-1	93-2224	●	○安曇地区(大野川、鈴蘭)	
125	乗鞍保育園	安曇4017-7	93-2420	●	○安曇地区(大野川、鈴蘭)	
126	乗鞍体育館	安曇4017-4	93-3382	● 乗鞍保育園	○安曇地区(大野川、鈴蘭)	
127	乗鞍観光センター	安曇4306-5	93-2866	●	○安曇地区(大野川、鈴蘭)	
128	グレンパークさわんど	安曇4144-17	93-1810	●	○安曇地区(沢渡)	
129	白骨温泉案内所・休憩所	安曇4197-16	93-3251	●	○安曇地区(白骨)	
130	上高地観光センター	安曇4468	95-2405	●	○安曇地区(上高地)	
131	上高地アルペンホテル	安曇4469-1	95-2231	● 上高地観光センター	○安曇地区(上高地)	
132	奈川社会体育館(寄合渡体育館)	奈川980	79-2121 (奈川支所)	●	○奈川地区	
133	奈川生活改善センター	奈川980	79-2121 (奈川支所)	● 寄合渡体育館	○奈川地区	
134	奈川市民体育館(木曾路原体育館)	奈川1044-16	79-2121 (奈川支所)	●	○奈川地区	
135	奈川デイサービスセンター	奈川1575	79-2001	●	○奈川地区	○
136	奈川小中学校	奈川2281	79-2002	●	○奈川地区	
137	文化センター・夢の森	奈川3301	79-2304	●	○奈川地区	★ ◇
138	梓川デイサービスセンターなごみ荘	梓川上野379-1	78-5511	464	○梓川地区(八景山、花見、寺家、中、田屋)	○
139	梓川小学校	梓川梓755	78-2035	340	○梓川地区(角影台、上角、下角、小室、北々条)	
140	梓川中学校	梓川梓800-2	78-2024	341	○梓川地区(杏、こまち、北大妻第1~第4)	★
141	梓川西保育園	梓川梓2348-7	78-4070	230 梓川支所	○梓川地区(丸田、下立田)	
142	梓川公民館	梓川梓2285-1	76-1015	230 梓川支所	○梓川地区(上立田、南北条、大久保)	◇
143	梓川福祉センター	梓川梓2283-2	76-2300	230 梓川支所	○梓川地区(梓)	
144	梓川保健センター	梓川梓2288-3	78-3000	230 梓川支所	○梓川地区(梓)	
145	梓川東保育園	梓川倭566-1	78-4080	465 アカデミア館	○梓川地区(氷室第1・第2、岩岡)	
146	アカデミア館	梓川倭566-12	78-5000	465	○梓川地区(横沢第1・第2・第3)	
147	松香寮・梓水苑	梓川倭4262-1	78-5550	466	○梓川地区(上大妻、南大妻第1・第2)	
148	扇子田アリーナ	波田230-1	91-1211	263	○波田地区(2区)	
149	波田ひがし保育園	波田8128-1	92-5740	377	○波田地区(1区、24区)	
150	梓川高等学校	波田10000-1	92-2119	375	○波田地区(3区、22区27区)	
151	波田学院	波田4417	92-2014	376	○波田地区(20区)	
152	みつば保育園(こどもプラザ併設)	波田6861	91-3111	264 西部保健センター	○波田地区(6区、8区、18区、19区、21区)	
153	波田保健福祉センター	波田6908-1	92-8001	264	○波田地区	○
154	波田体育館	波田10098-1	92-4836	342 波田小学校	○波田地区(5区、9区、11区、25区、26区)	
155	波田小学校	波田10286-1	92-2044	342	○波田地区(4区、7区、17区、23区)	
156	波田中学校	波田10145-1	92-2034	343	○波田地区(10区、12区、13区、14区、15区)	★
157	波田公民館	波田4417-1	92-2268			
158	測東保育園	波田4179	92-3915	378	○波田地区(16区)	